

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高山村は、群馬県の北西部に位置し、面積は、64.16 キロ²、平成 27 年の国勢調査人口が 3,674 人と小さな農山村です。3 区分別に人口割合を見ると、年少人口が 13%、生産年齢人口が 54.6%、老年人口が 33.4%となっています。

産業割合は、第 1 次産業が 17.1%、第 2 次産業が 26%、第 3 次産業が 56.9%となっており、農林業、製造業、建設業、医療福祉関係、卸売業が主な産業となっています。

中小企業の状況は、商工会の調査で 115 件登録があります。地域性の問題だけでなく、社会情勢の変化等により、中小企業は減少傾向にあります。

中小企業の支援策としては、群馬県と連携して小口資金融資制度を実施して、貸付利子の一部を補助しています。また、新たに事業を始める方に対して、創業支援事業補助金交付要綱を制定し、補助金を交付すると共に、借入をされる方に対し、利子補給を行います。

(2) 目標

地域の経済及び雇用を支える担い手として、高山村の中小企業の振興を図る必要があります。商工会等関係機関と連携し、先端設備等導入計画を促進していきたいと考え、当村において、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村は、小さいながらも幅広い産業が村内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとす

る。

ただし、太陽光発電設備は、災害防止及び景観の阻害に直結することから、高山村内の自己の所有に属する建物に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は、多様な業種に携わる事業者がいるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種・事業は全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から、3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

税等の滞納がある者は、対象としない。

景観条例、環境等に対する条例に配慮すること。

先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。